

北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会の書面議決等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会条例（平成20年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会（以下「協議会」という。）における書面による委員からの意見聴取及び協議会の議決（以下「書面議決等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（書面議決等）

第2条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条の規定による会議の招集及び議決に代え、書面議決等を行うことができる。

- (1) 緊急を要する場合であって、会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき。
- (2) 災害の発生、感染症のまん延等により会議を開くことが困難であると認められるとき。

2 条例第5条第3項の規定は、前項の規定による書面議決等について準用する。この場合において、条例第5条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

3 会長は、前2項の規定により書面議決等を行ったときは、聴取した意見若しくはその概要又は議決の結果を各委員に報告しなければならない。

（報酬）

第3条 書面議決等を行う場合においては、北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号）に基づき、各委員に報酬を支払うものとする。

（庶務）

第4条 書面議決等に関する庶務は、広域連合事務局において行う。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、書面議決等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。